

滋 財 第 9 2 号
平成 24 年(2012 年)3 月 27 日

滋賀県議会議長 家 森 茂 樹 様

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

再 議 書

平成 24 年 2 月滋賀県議会定例会において、平成 24 年 3 月 23 日に議決された「会第 4 号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」および「会第 5 号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第 176 条第 1 項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

「会第 4 号 滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の 1 級地の地域手当を 100 分の 17 に、2 級地の地域手当を 100 分の 5.7 に改め、付則第 15 項を削除する改正案、「会第 5 号 滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」の 1 級地の地域手当を 100 分の 17 に、2 級地の地域手当を 100 分の 5.7 に改め、付則第 14 項を削除する改正案については、以下の点において異議がある。

- 1 現行の条例の規定による支給割合は、平成 24 年(2012 年)3 月 14 日付け滋人委第 57 号の滋賀県人事委員会委員長の条例案に対する意見で適当であるとされており、今回の改正は適切でないと考えます。
- 2 職員の勤務条件については、これまで人事委員会勧告を踏まえ、地方公務員法第 55 条第 1 項に基づく労使の交渉を経て、条例案として議会に提案してきたが、今回の改正は、上記 1 の意見にもあるとおり、職員団体との話し合いが行われていないものであり、今後の安定した労使関係の確保、職員の士気の維持などが懸念され、適切でないと考えます。